

令和元年度

第 6 回 第二農地部会定例会議事録

令和元年 9 月 27 日（金）

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和元年度 第6回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和元年9月27日(金) 午前9時
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

1番 大 瀧	勇	2番 滝 沢	記 一	3番 村 松	勝 藏
4番 佐 藤	正 雪	5番 笹 川	慶 一 郎	6番 金 井	薫
8番 岸 田	健	9番 秦	正 敏	10番 望 月	博
11番 金 澤	稔				

2 欠席委員

7番 西條 弘子

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	上原 一夫		
浦川原区駐在室	主 事	中嶋 慧斗		
大島区駐在室	班 長	春谷 正明		
牧区駐在室	副主任	上原 敏明		
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任	諏訪部 太
大潟区駐在室	主 任	小林 貴広		
頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一		
吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一		
三和区駐在室	主 任	上田 良広		

4 番 外

・農地利用最適化推進委員

秋山文雄(安塚区)、津幡徹重(〃)
長瀬一成(牧区)、米川尚登(〃)
小池孝志(柿崎区)、上野登(〃)、宮川武彦(〃)
山本誠信(頸城区)
上野栄一(吉川区)、天明伸浩(〃)
前山明(三和区)

※ 欠席・・・山口利一(安塚区)
西山学(浦川原区)、大滝正秋(〃)
山岸健二(大島区)、高橋三登一(〃)、岩野文義(〃)
上原正彦(牧区)
長井恒夫(柿崎区)
細谷正夫(大潟区)
関川貞行(頸城区)、大澤純男(〃)
澤田清一(三和区)、福原弥(〃)

・その他・・・無し

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

3番 村松 勝藏 4番 佐藤 正雪

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

② 浦川原区駐在室管内分

なし

③ 大島区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④ 牧区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

⑥ 大潟区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

⑧ 吉川区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨ 三和区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

<p>柿崎区 駐在室長</p> <p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室長</p> <p>議 長</p>	<p>【1. 開会】 午前9時00分 それでは、これより令和元年度第6回第二農地部会定例会を開催いたします。</p> <p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、初めに大瀧部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(大瀧部会長あいさつ)</p> <p>それでは、これより農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p> <p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p> <p>本日、予め欠席の届が出ておりますのは、7番西條委員と10番望月委員です。その他は全員の委員からご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 3番村松委員、4番佐藤委員を指名いたします。</p> <p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 5番笹川委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p> <p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>《<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>》 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>

安塚区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。1ページをご覧ください。</p> <p>番号2104番の1件です。譲受人、譲渡人、申請農地は議案書のとおりです。契約内容は、売買による所有権移転です。権利移動の事由は譲渡人の要望で、譲渡人は遠隔地に居住しているため耕作が困難であり、売買するものとなっております。譲受人は本農地を借りて耕作しておりましたが、譲渡人との売買の話がまとまり購入するものです。</p> <p>詳細は、議案書の最終頁に添付した調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>2頁をご覧ください。番号2108番の1件です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による貸貸借です。「合意解約の事由」は貸し人の要望、「返還後の利用計画」は地主耕作となっております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
村松委員	<p>解約農地の地目について、「他」とあるが、田畑どちらに属するのか。</p>
安塚区 駐在室	<p>台帳地目を表記したため、「他」となっているが現況は田です。</p>

<p>村松委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>解約地目について、それぞれ地目毎に筆数も付すと分かりやすいと思う。</p> <p>他にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>他に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次は大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定です。利用権設定の内訳は、3 年以内が 2 件、3 年を超え 6 年以内が 5 件です。借り手 2 人、貸し手 7 人で利用権を設定する土地は、田 16 筆 15,672 m²で、再設定 6 件、新規が 1 件です。</p> <p>新規 1 件についてご説明いたします。3 頁をご覧ください。整理番号 2964 番は、本年 5 月まで当該農地について利用権を設定しておりましたが、再設定に係る手続きが少し遅れたため、貸し手の要望により今回、新規として提出されたものです。</p> <p>なお、この利用権設定 7 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

議 長	<p>《<u>牧区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定、期間 3 年以内が 2 件、期間 3 年を超え 6 年以内が 1 件、期間 6 年を超え 10 年以内が 4 件、借り手 4 人、貸し手 7 人、利用権を設定する土地は田 69 筆 36,325.29 m²、畑 1 筆 390 m²で再設定 5 件、新規 2 件です。</p> <p>新規 2 件は期間 10 年で、農地中間管理事業により、新潟県農林公社に貸付するものです。詳細は 2 頁から 4 頁に記載いたしました。</p> <p>2 の利用権移転は新借り手 1 人、旧借り手 1 人、利用権を移転する土地は田 21 筆 7,502 m²、畑 2 筆 268 m²です。</p> <p>新借り手と旧借り手は親子であり、今まで母親の名義で利用権設定されていましたが、実際の耕作はこれまでも息子が行っており、今回、利用権も息子名義に移転することになったものです。詳細は 5 頁に記載いたしました。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>《<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》</p>

	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、期間 6 年超から 10 年以内が 1 件、10 年超が 2 件で、借り手 2 人、貸し手 3 人、利用権を設定する土地は、田が 27 筆 38,606 m²、畑はなしの新規のみ 3 件です。2 の利用権移転は 11 件、借り手 1 人、貸し手 1 人、利用権を移転する土地は田が 49 筆 110,566 m²、畑はなしです。3 の所有権移転はなしです。詳細については、2 頁から 6 頁に掲載しました。</p> <p>それでは、新規の案件について説明いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。整理番号 3923 番は、貸し手が自作していましたが、高齢により規模縮小したいことから、近隣の担い手に依頼するものです。</p> <p>次に 3 頁の整理番号 3924 番、3925 番の 2 件とも貸し手が高齢により離農することから、県の農地中間管理機構に依頼するものです。</p> <p>なお、農地中間管理機構から耕作者への案件は、来月以降に上程させていただきます。</p> <p>次に利用権移転ですが、4 頁から 6 頁に掲載させていただきました。</p> <p>4 頁、整理番号 3926 番から 6 頁、整理番号 3936 番までの 11 件全て同一の旧借手から新借手への案件で、旧借手が高齢で離農したいため、近隣の担い手に依頼するものです。</p> <p>以上、これら 14 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
岸田委員	<p>武田勝利さんは耕作を全てやめ、相澤均さんに利用権移転するということですか。</p>
柿崎区 駐在室	<p>はい、そうです。</p>
議 長	<p>他にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p>

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を説明いたします。</p> <p>7頁をご覧ください。借り手の労力不足から合意解約するものです。返還後は、地権者も地元には居住しておらず、山間地のため今後耕作を継続するには難しく休耕となってしまいます。引き続き、地元農家組合に耕作の意志をお持ちの方がいないか働きかけたいと考えております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。</p> <p>8頁から10頁までですが、8頁整理番号3788番から10頁3803番までの16件は、農協の農地利利用集積団滑化団体を介した賃貸借契約であり、いずれも小作料の額を減額するのみの変更です。</p> <p>10頁の整理番号3804番から3806番の3件についても小作料の額を減額する変更のみとなっております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長	<p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定です。6 年を超え 10 年以内が 8 件、10 年を超えるものが 1 件、計 9 件、借り手人数は 2 人、貸し手人数は 9 人です。利用権を設定する土地は、地目が田で 20 筆 48,323 ㎡、そのうち再設定が 2 件、新規設定が 7 件です。</p> <p>それでは、新規設定 7 件についてご説明いたします。2 頁をご覧ください。</p> <p>まず、整理番号 4708 番から 4715 番については、同じ借り手に関する契約案件であり、実情は利用権の再設定であります。しかしながら、整理番号 4710 番、4711 番、4712 番、4713 番、4714 番、4715 番は、利用権設定期間満了と同一年に再設定がなされなかったため、この度 10a 当たり 12 千円で新たに利用権設定するものです。</p> <p>次に、3 頁の整理番号 4716 番です。貸し手は、労力不足により離農の意向があり、全耕作地のうち自作地分を 10a 当たり 12 千円で中間管理機構へ貸し付けるものです。他の借地分については、今後新たな借り手との調整が済み次第、合意解約ならびに新たな利用権設定の手続きを行うこととしております。</p> <p>これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

議 長	<p>≪<u>頸城区駐在室の議案</u>≫ 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>≫ 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定について、内訳は、6 年を超え 10 年以内が 2 件です。借り手 1 人、貸し手 2 人で、利用権を設定する土地は、田 6 筆 12,238 m²で再設定です。詳細については 2 頁をご覧ください。 なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>≪<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>≫ 次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」をご説明いたします。 3 頁、番号 5311 の 1 件です。借り人の労力不足により合意解約するもので、返還後の利用計画につきましては、休耕となっていますが、借り人が近所で耕作者を探しているとのことです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた</p>

議 長	<p>します。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>《<u>吉川区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。1頁をご覧ください。番号6205番1件を説明いたします。</p> <p>この案件については、譲渡人は遠方で高齢のため耕作が出来ないことから、隣接で耕作している譲受人へ贈与するものです。譲受人の状況については、議案書の最後に付しました調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>1の利用権設定、2利用権移転はありません。3所有権移転は1件、買手1人、売手1人、所有権を移転する土地は、畑10筆2,141㎡です。詳細については、</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>3 頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは、3 頁をご覧ください。所有権移転について説明いたします。3 頁の整理番号 6330 番ですが、譲渡人の親が耕作していましたが急に亡くなり、耕作できなくなったため、近隣で耕作している譲受人に売却する案件です。</p> <p>なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《<u>三和区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>1 頁の議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」8706 番、8707 番の 2 件を説明いたします。</p> <p>利用権設定の内訳は、10 年を超えるものが 2 件で、借手 1 人、貸手 2 人です。利用権を設定する土地は田 9 筆 34,443 ㎡、2 件とも新規に農地中間管理機構に貸し付けるものです。利用権設定 2 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p>
議 長	<p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>3頁の報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」8604番から8608番までの5件を説明いたします。</p> <p>契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は、貸人の要望が2件、労力不足が3件、返還後の利用計画は他者へ貸付予定が4件、地主耕作が1件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、すべての議案の審議を終わります。</p>
議 長	<p>本日の令和元年度第6回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p>(午前9時33分)</p>